

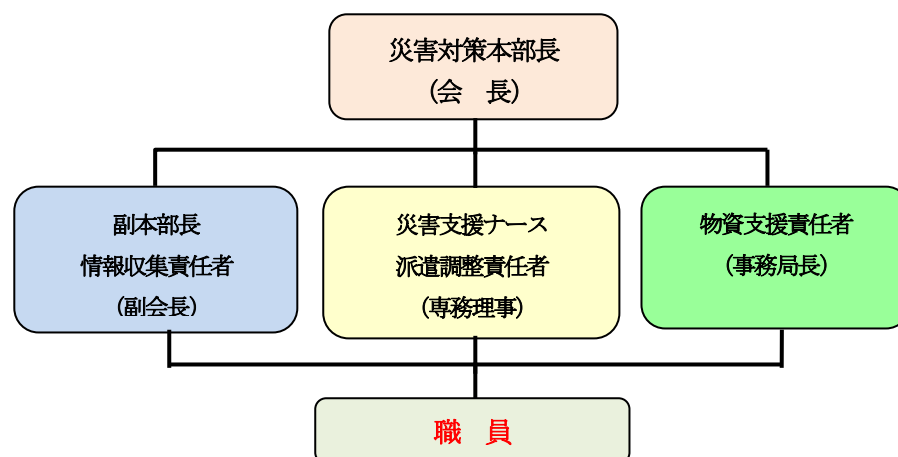
V 本協会における災害時看護支援活動の組織体制

1 災害対策本部の設置 (図-2)

本協会は、災害が発生したら直ちに災害対策本部設置の必要性を検討し、必要時本協会内に災害対策本部（以下「協会本部」という。）を設置する。

- 1) 協会本部長は、会長がその任にあたる。
- 2) 協会本部長は、副本部長となる情報収集責任者を副会長に、災害支援ナース派遣調整責任者を専務理事に、物資支援責任者を事務局長に任命する。
- 3) 協会本部は、県本部・日看協・各県協会等と連携を図る。

【図 2】 愛媛県看護協会災害対策本部 組織図



2 責任者の役割

1) 災害対策本部長の役割

- (1) 協会本部長は、組織を統括し本部会議を開催する。
- (2) 災害対策副本部長・災害支援ナース派遣調整責任者・物質支援責任者と連携を密にし、支援活動の指揮を取ると共に最終決定者となる。
- (3) 被災状況や災害支援に関する記録を残し、日看協への情報提供・報告をする。

2) 災害対策副本部長の役割

- (1) 情報収集をする。
 - ① 県本部・日看協・各県協会と連携し、被災地の災害状況を情報収集・集約・整理する。
 - ② 県内各医療機関・地域災害医療対策会議メンバー等からの情報を収集する。
- (2) 情報を基に被災地に必要な災害支援計画を作成する。
- (3) マスコミへの対応を行う。

3) 災害支援ナース派遣調整責任者の役割

- (1) 災害支援計画を基に、災害支援ナースの派遣調整をする。
 - ①派遣場所：施設・避難所・救護所など
 - ②災害支援ナースの人数
 - ③活動期間
 - ④必要物品（個人装備に関する物）
- (2) 災害支援ナース登録者に災害支援の派遣を依頼する。
 - ①派遣依頼は、本協会災害支援ナース登録申請書の内容を基に、各施設に行う。
 - ②県内に災害が発生した場合は、被災地及び被災地近隣の登録者や災害拠点病院へは依頼しない。
- (3) 災害支援ナースの派遣決定をし、災害支援ナース派遣シフト表を作成する。
 - ①各施設から送られた「派遣者リスト」を基に最終調整を行う。
 - ②県内で対応困難な場合は、日看協、各県協会と連携を取り調整する。
- (4) 派遣者へのオリエンテーションを行う。
 - ①災害派遣にあたり、必要な情報や心構えについて指導し、こころの準備ができるよう指導する。（ブリーフィング briefing）
 - ②帰還時には派遣者の報告を受けるとともに、派遣者のこころの整理ができるよう関わる。（デブリーフィング debriefing）
- (5) 被災時は、災害支援ナースの受け入れ調整をする。

4) 物資支援責任者の役割

- (1) 災害時看護支援のための財源の確保・管理・運営
- (2) 必要な物資の提供・管理
- (3) 災害支援ナースの保険加入
- (4) 活動に伴う収支決算
- (5) 活動報告書の収集及び整理